

ご契約に際して

■ 契約年齢について

18歳～70歳

契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。直前の誕生日からご契約日までの期間が6ヵ月以下の方は「契約年齢＝満年齢」、6ヵ月を超えている方は「契約年齢＝満年齢＋1」と計算します。

■ 保険年齢について

保険年齢とは、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。

■ 保険期間・保険料払込期間について

10年～35年満了

60歳／70歳／80歳満了

※契約年齢により、保険期間・保険料払込期間のお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■ 保険料払込方法

月払／半年払／年払

■ 保障内容について

お支払金	お支払事由
死亡保険金	死亡されたとき
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき
ガン死亡保険金*	責任開始期以後に初めて診断確定された所定のガンにより死亡されたとき
ガン高度障害保険金*	責任開始期以後に初めて診断確定された所定のガンにより所定の高度障害状態に該当されたとき

*ガン割増特則による保障です。

■ 高額割引制度について

ご契約の基準保険金額がアクサ生命所定の金額を超える場合、その超えた部分に相当する保険料が割引されます。

■ 保険料払込免除について

責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたときは、直後に到来する保険料期間以後の保険料のお払込みを免除します。

■ 契約者貸付制度について

- 中途でお金をご入用のときには、ご契約者に対する貸付制度をご利用いただけます。
- 貸付金額は払いもどし金額の一定の範囲内です。
- 利息はアクサ生命所定の利率で計算します。利率はアクサ生命ホームページでご確認ください。

■ 払済終身保険について

保険料のお払込みを中止し、払いもどし金をもとにして、死亡・所定の高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いする払済の終身保険に変更します。

- 保険金額は払いもどし金額によって定め、保険期間を通じて一定となります。
- ガン割増特則は適用いたしません。

初期低払いもどし金型逡増定期保険の 払いもどし金について(必ずお読みください)

「初期低払いもどし金型逡増定期保険」は、低払いもどし期間(1～3型はご契約後5年間、L1型は9年間、L2型は7年間)中に解約された場合の払いもどし金を抑制するしくみで保険料が計算されています。低払いもどし期間中の低払いもどし金割合は次のとおりです。

保険年度	低払いもどし金割合		
	1型～3型	L1型	L2型
第1保険年度	0%	0%	0%
第2保険年度	20%	15%	20%
第3保険年度	40%	30%	40%
第4保険年度	60%	45%	60%
第5保険年度	80%	60%	80%
第6保険年度	－	75%	85%
第7保険年度	－	80%	90%
第8保険年度	－	85%	－
第9保険年度	－	90%	－

※「低払いもどし期間」および「低払いもどし金割合」は変更することができません。

● 払いもどし金の計算方法

- ・ 払いもどし金は、ご契約時に指定した「低払いもどし期間」中は、払いもどし金を抑制しない場合の払いもどし金額にご契約時に指定した「低払いもどし金割合」を乗じて得た金額となります。
- ・ 低払いもどし期間中のそれぞれの保険年度において該当する「低払いもどし金割合」が適用されます。(ただし保険年度が変わった場合でも、前年度分の保険料がすべて払込まれていない場合、および当年度分の保険料が払込まれていない場合には、前保険年度の低払いもどし金割合が適用になります。)

● 解約、減額の場合の払いもどし金のお取扱い

- ・ 「低払いもどし期間」中に、ご契約の解約または減額をされた場合、払いもどし金は前記のとおり計算されます。

● 立替、契約者貸付、払済保険・払済終身保険への変更のお取扱い

- ・ 「低払いもどし期間」中に立替の適用となるとき、契約者貸付をご利用になるとき、ご契約を払済保険・払済終身保険へ変更されるときは、払いもどし金は前記のとおり計算されます。

■ 保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■ この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

● ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

● 生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

● この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL: 03-6757-0310 受付時間: 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



アクサ生命は環境負荷の軽減を目指し、CO₂削減に努めています。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/



将来に向けて大きくなる保障が
会社を守ります。

企業経営

サポートシリーズ

アクサの
逡増
保障の
定期
保険

逡増定期保険

契約年齢：18歳～70歳

初期低払いもどし金型逡増定期保険

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

死亡

事業保障

2018.01

会社と経営者ご自身の安心のために 在任中のリスクやご勇退に向けての備えは万全でしょうか。



在任中

「経営リスク」への備え

万一の事態から会社を守る。

事業保障資金

経営者は会社の「顔」。経営者に万一のことがあった場合、売上の減少や信用低下による資金繰りの悪化などが起きるリスクがあります。そのような事態となったときに対応できる事業保障資金が必要になります。

■ 事業保障資金の目安額

万一のとき会社を守るために必要な資金は、債務を返済したうえで、売上がゼロでも一定期間、役員・従業員の給与を払い続けることができる金額が目安となります。

法人税など*

・短期借入金
・買掛金
・支払手形 など



役員・従業員の年間給与

* 法人が受取った死亡保険金は雑収入として法人税の課税対象となる場合があります。また、債務の返済は損金としては扱われないため、死亡保険金を債務の返済に充てる場合は、税金を考慮する必要があります。

死亡退職金・弔慰金

死亡退職金や弔慰金をご遺族の生活資金や相続税の納税資金として活用できます。

■ 死亡退職金の目安額

最終報酬月額



役員在任年数



功績倍率
(2~3倍*)

* 社長の場合。

■ 弔慰金の目安額

業務上の死亡…

最終報酬月額



36ヵ月分

業務外の死亡…

最終報酬月額



6ヵ月分

不測の事態に備える資金

得意先のアクシデントや市場環境の悪化など、経営環境は急激に変化することがあります。そのような場合でも、会社経営に影響が出ないように運転資金を確保するための備えが必要です。

ご勇退

「役員退職慰労金」の準備

経営者の未来を支える。

役員退職慰労金

役員退職慰労金は、経営者のこれまでの重責や功績に報いる功労金であり、勇退後のセカンドライフを豊かなものにするための資金となります。いざ勇退するとき、経営環境や業績などに左右されずに受取ることができるよう、また、多額な役員退職慰労金の支払いにより経営が圧迫されないよう、計画的に準備することが肝要です。

役員退職慰労金の適正額は？

一般的には、以下のような金額が役員退職慰労金の目安と考えられています。

■ 役員退職慰労金の目安額

最終報酬月額



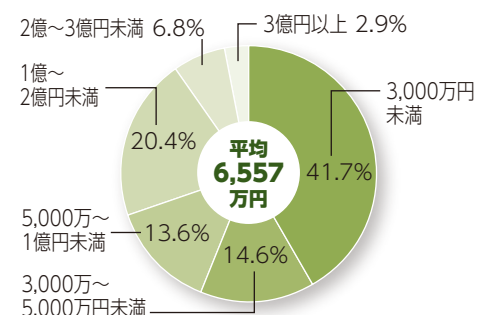
役員在任年数



功績倍率(2~3倍*)

* 社長の場合。

■ 社長の退職慰労金予定額



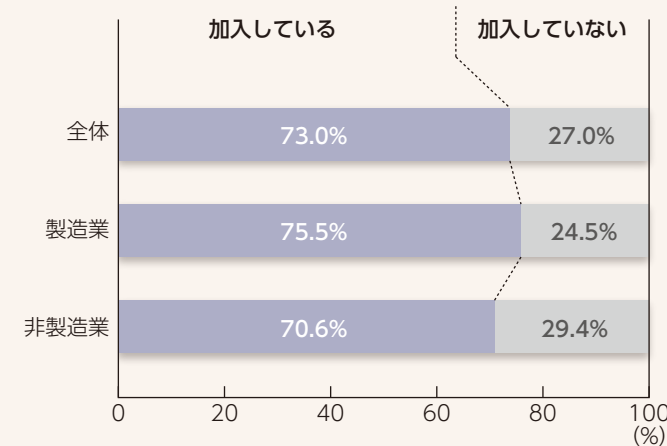
(注)「わからない」を除く。

出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

多くの経営者は、こうした備えに生命保険を活用しています。

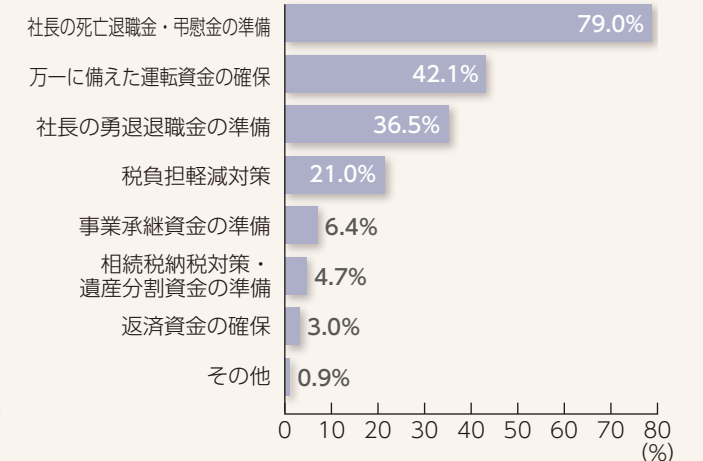
約7割の経営者が法人契約の生命保険に加入しています。

■ 社長の生命保険加入の有無(法人契約)



(注)「わからない」を除く。

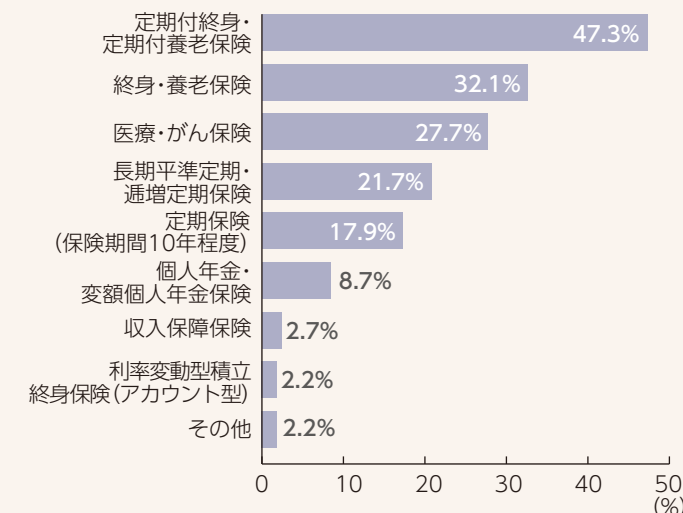
■ 社長の生命保険加入目的(法人契約)



(注) ① 複数回答。 ② 「わからない」を除く。

もっとも多くの経営者が加入しているのは「定期付終身保険」です。

■ 社長が加入している保険種類(法人契約)



(注) ① 複数回答。 ② 「わからない」を除く。

「定期付終身保険」とは…

一生涯の保障が続く「終身保険(主契約)」と、一定期間のみ保障される「定期保険特約」が組み合わせられた保険です。なかでも、特約部分の契約を更新するタイプの「更新型」が一般的です。

〈定期付終身保険(更新型)の特徴〉

- 特約部分の保障期間が短いので、割安な保険料で一定期間高額の保障を得られます。
- 特約部分は、更新ごとに保険料が上がります。
- 特約部分は、多くの場合は払いもどし金が少ないです。

[イメージ図]



上記データの出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

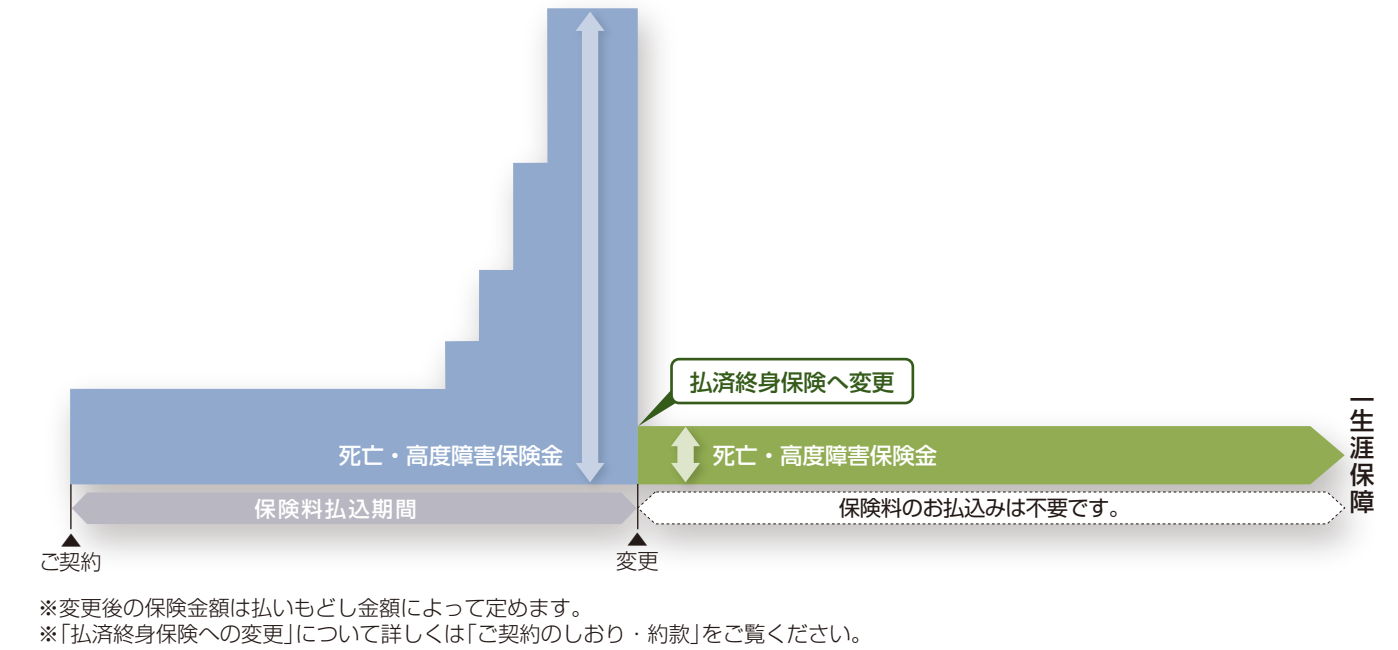
**アクサの
逦増保障の定期保険**
逦増定期保険

ご勇退後には、経営者ご自身のセカンドライフのために ご活用いただくこともできます。

たとえば、ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更することで、経営者ご自身のための保障にすることができます。
その後は、「払済終身保険」へ変更し、保険料を負担することなく個人の保障としてご契約を継続することができます。

保障は継続 ▶ 払済終身保険への変更

保険料のお払込みを中止し、払いもどし金をもとにして、一生涯保障が続く払済の終身保険へ変更することができます。
(被保険者の健康状態にかかわらず、変更できます。)ただし、保険金額は変更前より小さくなります。



契約者変更した場合の税務取扱い

ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更した場合、保険契約上のすべての権利が経営者個人に譲渡されます。この場合、保険契約の権利の価額は、変更時の解約時払いもどし金相当額で評価され、経営者個人の退職所得(収入金額)に合算し、所得税の課税対象となります。

■退職所得の金額の計算

退職所得は他の所得と分離して所得税額を計算します。

$$\text{退職所得の金額} = \left(\text{収入金額 (源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}^{*1} \right) \times \frac{1}{2}^{*2}$$

*1 退職所得控除額は次のように計算します。

- 勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数(1年未満切上げ)
※80万に満たない場合は80万円
- 勤続年数が20年超の場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数(1年未満切上げ) - 20年)

*2 勤続年数5年以下の法人役員などの退職所得については、2013年分の所得より2分の1課税は適用されません。

【関係法令・通達】「所得税法第22条」、「所得税法第30条」、および「所得税基本通達36-37」

- 記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

経理処理について(法人契約の場合)

【ご契約例】

ご契約者：法人
被保険者：経営者(50歳・男性)
保険金の受取人：法人

主契約	保険期間・保険料払込期間	保険金額	年払保険料
初期低払いもどし金型 逓増定期保険<L1型>	22年満了	10,000万円	6,165,500円

保険料支払時

■ 保険料の取扱い

契約形態			区 分	主契約保険料	
ご契約者	被保険者	保険金の受取人	A = 保険期間満了時の被保険者の年齢 T = 契約年齢 + 保険期間(年数) × 2	保険期間最初の6/10の期間*1	保険期間残りの4/10の期間
法 人	役 員	法 人	①(②または③に該当するものを除く。) A > 45歳	1/2…損金算入(支払保険料) 1/2…資産計上(長期前払保険料)	損金算入 さらに、最初の6/10期間で資産計上された金額を残りの期間の経過に応じて均等に損金算入する。
			②(③に該当するものを除く。) A > 70歳 かつ T > 95	1/3…損金算入(支払保険料) 2/3…資産計上(長期前払保険料)	
			③ A > 80歳 かつ T > 120	1/4…損金算入(支払保険料) 3/4…資産計上(長期前払保険料)	

*1 資産計上(前払い)期間の算出にあたり1年未満の端数がある場合には、端数を切捨てた期間とします。

※①～③のいずれにも該当しない場合は、全額損金算入となります。

※【関係法令・通達】「法人税基本通達9-3-5」、および「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」

<上記ご契約例の場合(保険料の取扱いは、上表の①に該当します。)>

■ 保険期間の最初の6/10期間(1年目～13年目)

保険料の1/2を損金算入し、1/2を資産計上します。

借 方	貸 方
支払保険料 3,082,750円 長期前払保険料 3,082,750円	現金・預金 6,165,500円

■ 保険期間の残りの4/10期間(14年目～22年目)

保険料の全額を損金算入し、かつ最初の6/10期間で資産計上された金額を残りの期間の経過に応じて均等に損金算入します。

借 方	貸 方
支払保険料*2 10,618,361円	現金・預金 6,165,500円 長期前払保険料 4,452,861円

*2 最初の6/10期間で資産計上した累計額：3,082,750円 × 13年間 = 40,075,750円
残余期間で均等に取崩す額：40,075,750円 ÷ 9年間 = 4,452,861円
取崩し額4,452,861円 + 年払保険料6,165,500円 = 10,618,361円

死亡・高度障害保険金受取時

■ ご契約から10年経過時に亡くなられ、 死亡保険金をお受取りの場合

保険金額：100,000,000円

借 方	貸 方
現金・預金 100,000,000円	長期前払保険料 30,827,500円 雑収入 69,172,500円

ご解約時

■ ご契約から10年経過時に解約された場合

解約時払いもどし金額：54,700,000円

借 方	貸 方
現金・預金 54,700,000円	長期前払保険料 30,827,500円 雑収入 23,872,500円

※上記例は、保険料の未経過分はないものとして記載しています。保険料の未経過分がある場合は、上記と異なる場合があります。

記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。